

大阪港湾局建設工事
条件付一般競争入札（実績申告型）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大阪府知事が所管する府営港湾及び海岸に関して、大阪港湾局が発注する建設工事のうち、条件付一般競争入札（実績申告型）（以下、「実績申告型」という。）による契約に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 実績申告型とは、「実績評価基準」に基づき入札参加者が作成する実績申告書により申告する評価点（申告点）の合計が、入札参加資格に定める「評価基準点」以上となる入札参加者から、価格競争で落札候補者を決定する方式である。

（対象工事）

第3条 この要綱の対象は、下記に掲げる工事とする。

- 一 一定の技術力を必要とする工事
- 二 その他大阪港湾局長が指定する工事

（事務）

第4条 実績申告型における評価基準等については、別途定めるものとする。

（その他）

第5条 本要綱に定めがない事項は、「大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱」及び「大阪港湾局建設工事条件付一般競争入札実施要領」に定めるところによるものとする。

附則

この要綱は令和2年10月1日から施行する。